

龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

令和 7 年 3 月 2 4 日

告示第 5 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が定めた龍ヶ崎市耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅（以下「住宅」という。）における建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断（以下「耐震診断」という。）をする場合において、茨城県が定めた茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づき認定された茨城県木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を市が派遣する龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣事業（以下「診断士派遣事業」という。）を実施することにより、当該住宅における地震による安全性の確保及び耐震性の向上を図ることを目的とする。

(派遣対象住宅)

第 2 条 診断士派遣事業の対象となる住宅（以下「派遣対象住宅」という。）は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する住宅とする。

- (1) 市内にある住宅であって、所有者自らが居住しているものであること。
- (2) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に工事を着手した住宅又は昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前の建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に基づく耐震基準で建築した住宅であること。
- (3) 木造の在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法で建築した住宅であること。
- (4) 店舗、事務所等との併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (5) 離れ、物置等の附帯建築物でないこと。
- (6) 過去に市が実施し、若しくはこの要綱に基づく耐震診断士の派遣を受け、又は市から耐震診断に係る補助金を受けている住宅で

はないこと。

（派遣対象者）

第3条 診断士派遣事業の対象となる者（以下「派遣対象者」という。）は、派遣対象住宅の所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣対象住宅の所有者（派遣対象住宅が共有名義である場合又は龍ヶ崎市税条例（昭和33年龍ヶ崎市条例第2号）第63条第1項の規定により派遣対象住宅に係る固定資産税の納税管理人（以下「納税管理人」という。）を定めている場合は、当該派遣対象住宅の共有者又は当該納税管理人を含む。）が第6条第1項の規定による申請の時点において市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納している者は、派遣対象者としない。

（派遣対象業務）

第4条 診断士派遣事業において行う業務（以下「派遣対象業務」という。）は、耐震診断のうち一般財団法人日本建築防災協会が発行する2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法により、耐震診断士が評価するものとする。

（耐震診断者）

第5条 診断士派遣事業において派遣する者は、耐震診断士とする。

（申請手続）

第6条 耐震診断士の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、耐震診断士の派遣を受けようとする当該年度の10月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 派遣対象住宅の登記事項証明書
- (2) 派遣対象住宅の位置図
- (3) 派遣対象住宅の配置図又は写真

2 前項の規定による申請は、派遣対象住宅が共有名義である場合又は

納税管理人を定めている場合は、当該派遣対象住宅の共有者又は当該納税管理人の連名により申請しなければならない。この場合において、申請者は、龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣申請書兼同意書に龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣申請連名書（様式第2号）を添えるものとする。

（決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を調査し、及び審査し、耐震診断士の派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書（様式第3号。以下「決定（変更）通知書」という。）により、耐震診断士の派遣をしないと決定したときは、龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣却下通知書（様式第4号）によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣の決定をした場合において、前項の規定による通知の内容に変更が生じたときは、決定（変更）通知書により申請者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第8条 申請者は、耐震診断士の派遣を辞退しようとするときは、決定（変更）通知書を受領する前にあつては龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣申請取下げ届（様式第5号）により、決定（変更）通知書を受領した後にあつては龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣決定辞退届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（派遣の取消し）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定した者（以下「派遣決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定により決定した耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、耐震診断士の派遣の決定を受けたことが判明したとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して龍ヶ崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第7号）を派遣決定者に通知するものとする。

（派遣の実施）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断士を派遣し、派遣対象業務を実施するものとする。

（結果報告）

第11条 市長は、派遣対象業務が完了したときは、速やかに龍ヶ崎市木造住宅耐震診断結果報告書（様式第8号）により速やかに派遣決定者に報告するものとする。

（派遣決定者への指導等）

第12条 市長は、龍ヶ崎市木造住宅耐震診断結果報告書に基づき、派遣対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣決定者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（守秘義務等）

第13条 耐震診断士は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 派遣決定者への当該派遣決定者に係る派遣対象住宅の改修工事又は精密診断のあっ旋等の営業行為
 - (2) 前号に定めるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為

(業務委託)

第14条 市長は、この要綱に基づく業務の一部を委託することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。